



## 環境規制値の監視・遵守状況

環境に関する法令等規制は下記のとおりです。すべての測定結果で法規制値以下でした。

分類	法令	工場	測定項目	測定頻度	対象施設等
大気	大気汚染防止法・環境保全協定	淀川	SOx、NOx、ばい塵	1回/6ヶ月	ボイラー等 7基
		播磨	SOx、NOx、ばい塵	3回/年	ボイラー等 10基
水質	下水道法	淀川	COD、BOD、ヨウ素消費量、着色度 フェノール類、排水量	1回/日	工場排水
			鉄、ジクロロメタン、ジクロロエタン、銅、全クロム、 トリクロロエタン、四塩化炭素、鉛、浮遊物質量、pH等	1回/週	
			トルエン、キシレン、1,4-ジオキサン	1回/月	
	水質汚濁防止法	播磨	COD、BOD、浮遊物質量、燐、窒素 n-ヘキサン抽出物質、pH、排水量	1回/日~1回/週	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	播磨	COD、BOD、浮遊物質量、 n-ヘキサン抽出物質、排水量	1回/週	
	兵庫県条例	播磨	COD、BOD、浮遊物質量、燐、窒素 n-ヘキサン抽出物質	1回/週	
環境保全協定	播磨	COD、BOD、浮遊物質量、 n-ヘキサン抽出物質、pH、排水量	1回/週		
	播磨	鉄、ベンゼン、ジクロロメタン等	1回/年		
その他	騒音規制法	淀川	騒音	1回/年(自主)	敷地境界
	騒音規制法、 環境保全協定	播磨		1回/3ヶ月	
	振動規制法	淀川 播磨	振動	随時(自主)	
	悪臭防止法	淀川	臭気	1回/年(自主)	
	悪臭防止法 環境保全協定	播磨		1回/3ヶ月	

### 用語解説

#### 大気汚染防止法

国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、ばい煙、粉塵、有害大気汚染物質、自動車排出ガスの規制および事業者の損害賠償責任について定められている。

#### 下水道法

都市の健全な発達および公衆衛生の向上、公共水域の水質保全を図るため、下水道の管理の基準が定められている。

#### 悪臭防止法

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭（特定悪臭物質及び臭気指数）について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

#### 水質汚濁防止法

水質汚濁防止を図るため、工場および事業場等からの公共用水域への有害な水質汚濁物質の排出、および地下水への浸透を規制。更には生活排水対策の実施を推進し、国民の健康を保護し、生活環境を保全するための法律。

#### 騒音規制法

工場および事業場における事業活動ならびに建設事に伴って発生する騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資するための法律。

#### 環境保全協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する協定。住民団体が関与するものもある。